

社会福祉法人西海市社会福祉協議会
評議員候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会の評議員候補者選出に関する事項について定めるものとする。

(選出基準)

第2条 評議員候補者の選出基準については、次の区分によるものとする。

- (1) 老人クラブ連合会 (1名)
- (2) 身体障害者福祉協会 (1名)
- (3) 母子寡婦福祉会 (1名)
- (4) 手をつなぐ育成会 (1名)
- (5) 療育を考える会 (1名)
- (6) 人権擁護委員 (1名)
- (7) 保護司 (1名)
- (8) ボランティア団体 (1名)
- (9) シルバー人材センター (1名)
- (10) 青少年育成協議会 (1名)
- (11) 経済団体 (1名)
- (12) 学識経験者 (1名)

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年2月7日から施行する。